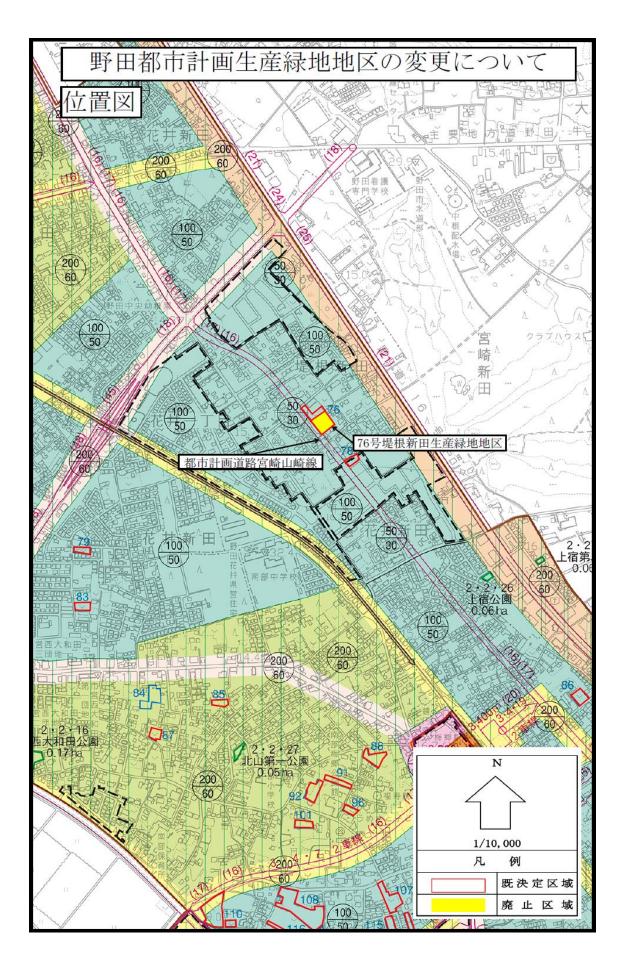
報告第3号

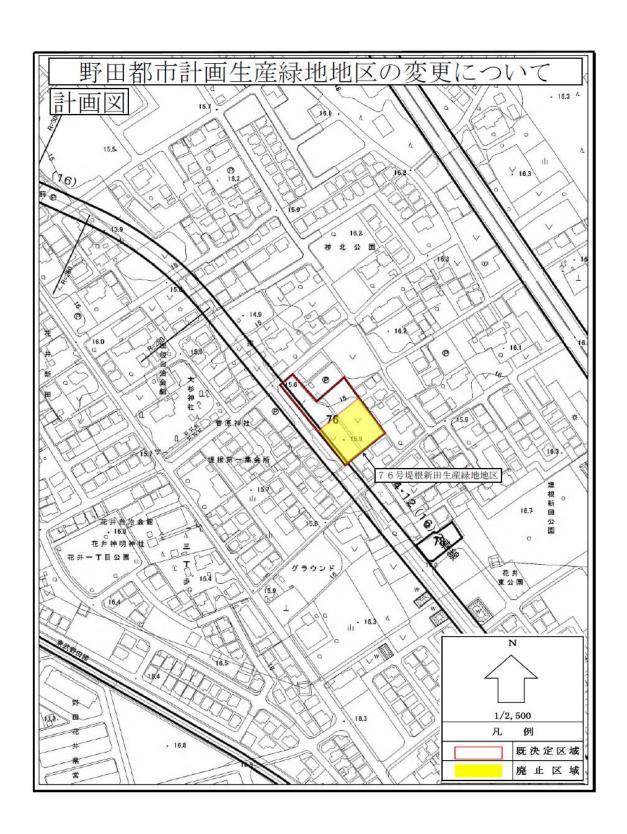
野田都市計画生産緑地地区の変更について(報告)

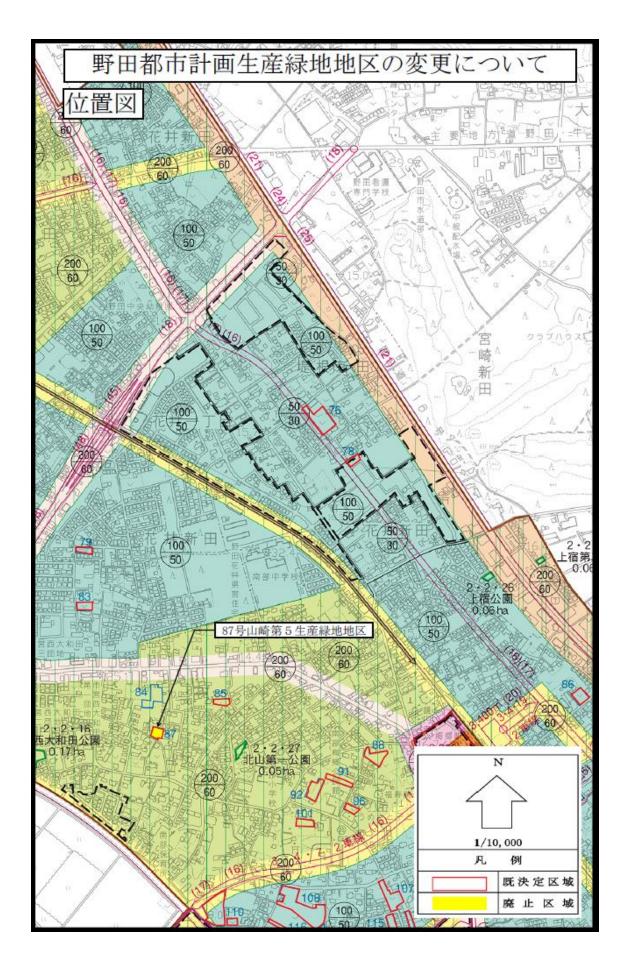
清水公围駅西口駅前広場 約3,100ml 3・4・7 梅 郷 西 駅 前 線 約 850m 2車線 16m 幹線街路と平面交差2箇所 | 川 間 別 数 計 数 例 5 | 1,120m| 2回数 | 10m| 戦略政策と予報交在 銀河
| 川 関 駅 幣 日 駅 前 底 板 塩 約2,20m|
3・4・15 七 光 台 展 線 線 約 1,150m| 2申線 16m| 幹線斯路と平距交差 2 箇所
3・4・16 尾 嶋 中 里 線 約 1,960m| 2車線 16m| 幹線斯路と平距交差 2 箇所 川間駅北口駅前広場 約4,500㎡ 3·5·17 野田市駅登岩線約 780m 2車線 12m 幹線街路と平面交差3箇所 3-4-10 傷 野 栗 駅 前 瀬 野 100m | 20m2 | 20m3 | 清水公園駅東口駅前広場 約3,000ml -4-27 登 窑 東 駅 前 線 約 90m 2車線 20m 幹線街路と平順交差1箇所 型 岩 駅 東 口 駅 前 広 場 約3,500ml 3-4-28 受 岩 西 駅 前 線 約 210m 2車線 20m 幹線前路と平面交差1箇所 爱宫駅西口駅前広場 約3,100ml 安全 駅 西 口 駅 前 広 場 約3,100円 3・4・20 野 田 市 駅 前 路 約 290円 2申線 20m 報報所後上平裏交差2箇所 野 田 市 駅 前 広 場 P5-5500円 3・4・30 東 宝 珠 花 始 舟 線 約 2,900円 2申線 16m 報報店が大台内側と含め2至 場場店がよりません。 3・4・31 次 木 古 布 所 線 約 1,920円 2申線 16m 等級品を目前記憶を記される。
 交通
 広場的3,700㎡

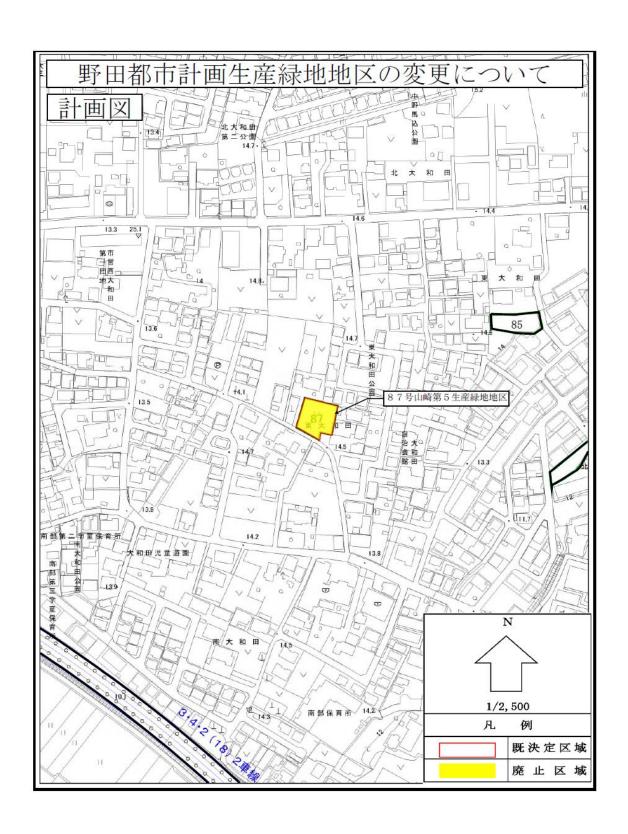
 3・4・32
 銀野井羽貫線的2,340m
 2 線排 16m
 幹路班路上平面交差3億所

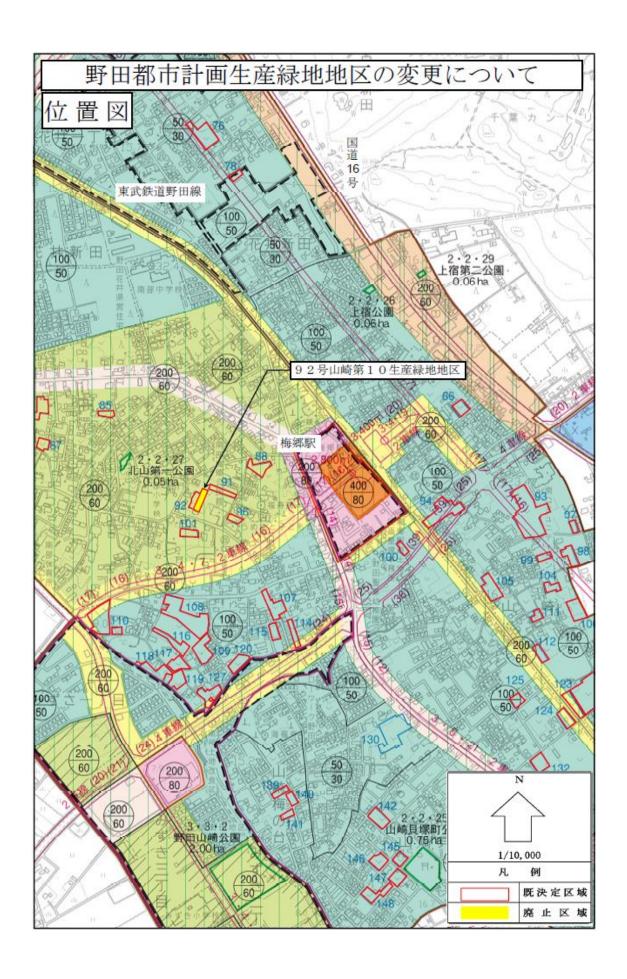
 3・4・33
 東京祖花羽貫線的
 50
 2 線排 16m
 幹線班路上平面交差3億所
 4・34 台 町 元 町 線 約 2,160m 2車線 20m 促区 部 市 計 画 通域 土地区画整理促進区域 数 医計 题 区域 [___] 注1) 第一種高度地区 都市計画道路 → 1 号線 (東武鉄道野田線)延長約4,000m 例 既決定区域 都市計画報地 廃止区域 注意
1.この図面は、変更することがありますので 使用に当たってはご注意をお願いします。
2. 許可なくて複数することを修じます。
つの図面は、参考図であるため、詳細につ 1号野田火葬場 12,100㎡ 1号 産 生 川 延長約3,940㎡ 2号座生川支川 延長約 840㎡ 高度地区とは 高度地区とは 高度地区は、建築物の形態に対する他地の主能の 所能制限であり、労働部の計画に関する場所のであっ 現地とと第一場在度地区の2番節の収率が定めっ れています。 第一様な反射に、第二様は変形な所定されてい の形式の中では、それぞれ上の頭のように関係物 の野悪が観覚されます。 ポンプ級 約9.500㎡ 座 橋 系 地区系 平面直角座極信は、世界拠地系による 等高線関端 10m 平成29年10月31日 印房 年成級 北海道地區株式会社干算常業界 -1-

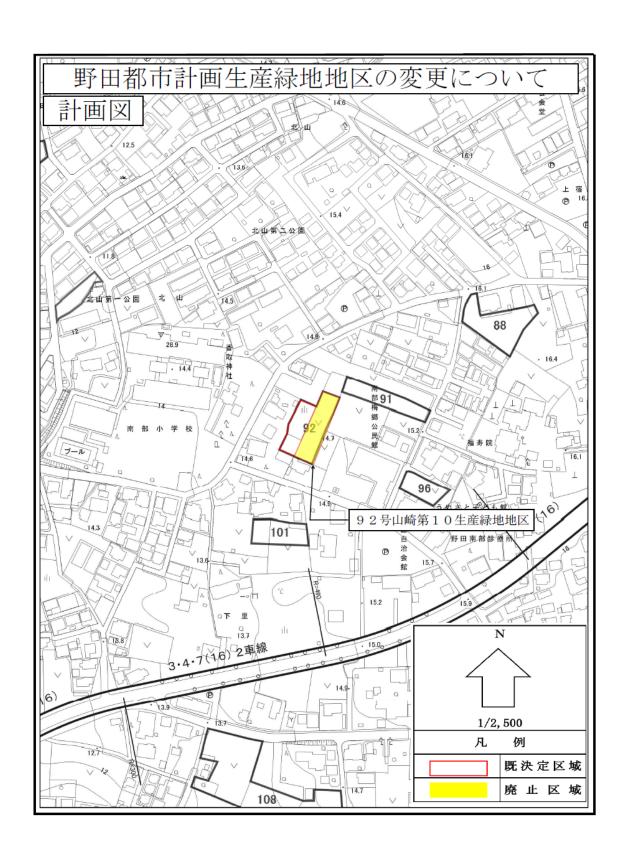


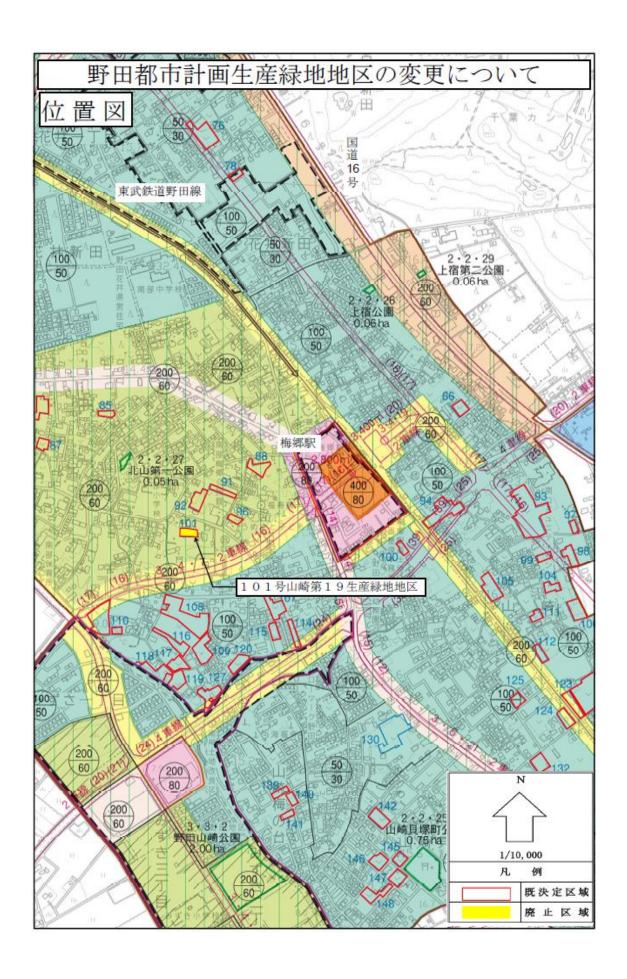


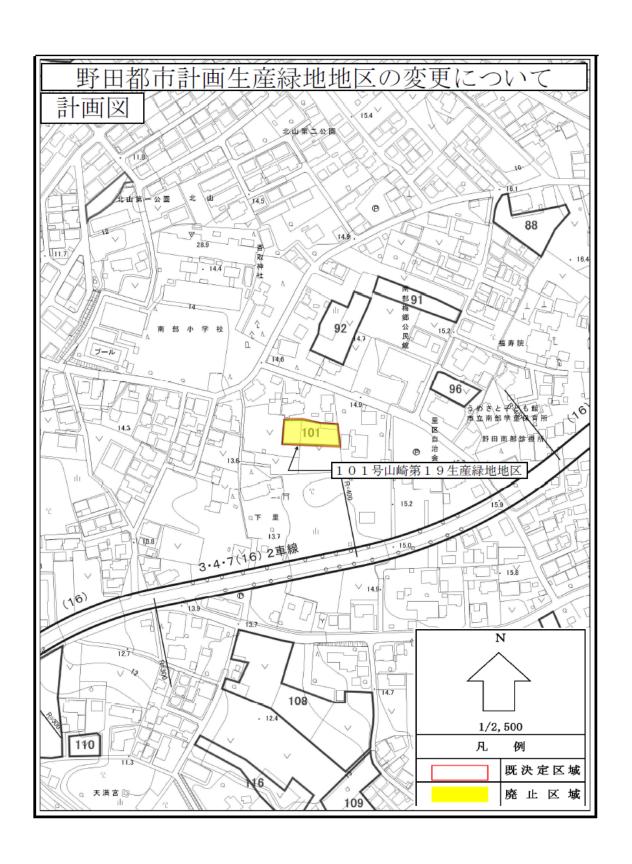












野田都市計画生産緑地地区の変更 (野田市決定) (案)

野田都市計画生産緑地地区中76号堤根新田生産緑地地区ほか3地区を次のように変更する。

	名 称	面積	備考	
番号	生 産 緑 地 名	田 惧	// // // // // // // // // // // // //	
76	堤 根 新 田 生 産 緑 地 地 区	0. 13ha	一部廃止 △約 0.16ha	
87	山崎第5生産緑地地区		廃止 △約 0.06ha	
92	山崎第10生産緑地地区	0. 06ha	一部廃止 △約 0.11ha	
101	山崎第19生産緑地地区	_	廃止 △約 0.09ha	
	計	0. 19ha	△約 0.42ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由:生産緑地法第14条の規定に基づく行為の制限の解除により、生産緑地としての機能が失われたため、当該地区について変更するもの。

<参考:変更概要>

番号	生産緑地名	所 在	変更要因	
76	堤根新田生産緑 地 地 区	堤根新田字窪 69番4、69番19、 72番1、72番4	主たる従事者の死亡 一部廃止 (△約 0.16ha)	
87	山崎第5生産緑地地区	山崎字東大和田 1439番1の一部、 1439番4の一部	主たる従事者の死亡 全部廃止 (△約 0.06ha)	
92	山崎第 10 生産 緑 地 地 区	山崎字下里 1157 の一部、1167-2	主たる従事者の死亡 一部廃止(△約 0.11ha)	
101	山崎第 19 生産 緑 地 地 区	山崎字下里 1173 番の一部	主たる従事者の死亡 全部廃止 (△約 0.09ha)	

生産緑地地区の変更の内訳総括表

今回の変更に関する区域				生産緑地地区全体の内訳			
地区数	追加	廃止	面積の増減	変更後		変更前	
				地区数	合計面積	地区数	合計面積
4地区	_	約 0.42ha	△約 0. 42ha	181 地区	約 30.61ha	183 地区	約 31.03ha

<参考:生産緑地法抜粋>

(生産緑地の買取りの申出)

- 第十条 生産緑地(生産緑地のうち土地区画整理法第九十八条第一項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地。この項後段において同じ。)の所有者(以下「生産緑地所有者」という。)は、当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第二十条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示の日から起算して三十年を経過する日(以下「申出基準日」という。)以後において、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合において、当該生産緑地が他人の権利の目的となつているときは、第十二条第一項又は第二項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。
- 2 生産緑地所有者は、前項前段の場合のほか、同項の告示の日以後において、<u>当該生産</u> <u>緑地に係る農林漁業の主たる従事者</u>(当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務 につき国土交通省令で定めるところにより算定した割合以上従事している者を含む。) <u>が死亡し、又は農林漁業に従事することを不可能にさせる故障</u>として国土交通省令で定 めるものを有するに<u>至つたときは、市町村長に対し</u>、国土交通省令で定める様式の書面 をもつて、<u>当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる</u>。この場合に おいては、同項後段の規定を準用する。

(都市計画決定年月日)

野田地域 平成 4年11月24日 (法施行による新規指定)

関宿地域 平成15年12月19日 (市町村合併による新規指定)

都市計画変更スケジュール

